

藤沢東ロータリークラブ 週報

2017-2018

Rotary Club of Fujisawa East Weekly Report



ロータリー：
変化をもたらす

- ☆会 長／山口俊明 幹 事／吉田新一 例 会／毎週火曜日 12:30～
- ☆事務所／藤沢市南藤沢 4-2 吉田ビル5F TEL 0466-41-9191 FAX 0466-41-9192
- ☆例会場／湘南クリスタルホテル 藤沢市南藤沢 14-1 TEL 0466-28-2111

ROTARY : MAKING A DIFFERENCE



第 1996 回例会 2017年 11月 14日 (火) (天候) 晴れ No.17

点鐘
開会

クリスタルホテル 5F 「ボンヌチャンス」
Bonne Chance

国家斉唱：君が代

ロータリーソング：我らの生業

4つのテスト：SAA

藤沢東ロータリークラブの理念：幹事

黙禱：故渡辺治夫パストガバナーを偲んで

ゲスト

堀江直樹 様 (司法書士横浜西口アシスト代表)

清水晴彩琴 様 ((株)mine 代表取締役)

ビジター なし

バナー交換 なし

会食・懇談

-会長報告-

- ・11月24日(金) 会員増強・維持セミナーが鎌倉パークホテルにて行われます。
- ・2018年1月13日(土) 新会員の集いがミナパークにて行われます。

-表彰&特別挨拶-

なし

-幹事報告-

- ・本日例会後に理事会があります。理事役員の方はよろしくお願ひします。
- ・年会費口座振替の変更手続きにご協力下さい。手続きに時間がかかりますので、10月27日年会費引落しは従来のかながわ信金宛てに振替られます。2018年1月27日を予定しております。
- ・インフルエンザ予防接種のご案内 11月21(火)、12月5日(火)
- ・今年度クラブ委員会活動報告書の提出のお願い
- ・財団寄付に関するお願い。地区としては寄付ゼロ会員をなくすことが目標です。

- ・11月18日(土) ピンクリボン湘南ウォークが開催されます。
- ・回覧しますので、ご確認ください。ハイライト米山 Vol.212
- ・例会変更のお知らせ
茅ヶ崎 RC 11/23 (木) 休会
12/21(木)⇒コルティーレ茅ヶ崎 例会後
親睦クリスマス家族会 ビジター費 8,000円
12/28(木)⇒休会・年末定款により
2018年1月4日(木)⇒休会

-委員会報告-

- ・親睦委員会 11/26 移動例会等
- ・出席報告 出席委員会
- ・スマイル スマイル委員会

-会員&配偶者誕生日-

会員誕生日 横田佳代子 会員

配偶者誕生日

横田昭一郎様 (横田佳代子会員配偶者)

卓話

「家族信託について」

堀江直樹 様 (司法書士横浜西口アシスト代表)

点鐘

閉会



出席報告

例会月日	総員(名)	出席(名)	欠席(名)	出席率(%)	メークアップ(名)	修正出席率
10月31日	36(33)	26	10	76.47		76.47
11月14日	36(33)	23	13	—		



-スマイル-

村木スマイル委員長



【山口俊明 会長】

堀江直樹様、本日の卓話、よろしくお願ひします。清水晴彩琴様、ようこそおいで下さいました。次週よろしくお願ひします。

【横田佳代子 会員】

主人と私の誕生日のお祝ひ、ありがとうございます。母も元気に105歳になりました。30年前草一本はえていなかったラダックに21に識字教育のセンターが出来、卒業生、在校生700名をこえました。これも本田元会員、石井会員、田中会員、ロータリーの皆様のお蔭です。ありがとうございます。

【片倉昌幸 会員】

堀江直樹様 本日の卓話宜しくお願ひ致します。清水晴彩琴（せいこ）様ようこそ藤沢東ロータリークラブへ。来週の卓話宜しくお願ひ致します。

【林葉之 会員】

堀江様、本日の卓話楽しみにしております。よろしくお願ひします。清水様、ようこそ藤沢東ロータリークラブへお越しいただき、ありがとうございます。

【吉田新一 幹事】

堀江先生、本日の卓話よろしくお願ひ致します。清水晴彩琴様、本日はようこそ！来週の卓話よろしくお願ひ致します。

-出席報告-



-会員誕生日-

横田会員



-黙禱-

故渡辺治夫パストガバナーを偲んで



-委員会報告-

社会奉仕委員会

梶浦委員長



11月26日(日) 11:00~
「花咲く木陰ベンチ贈呈式」市長を迎えて
12:00~移動例会「銀座アスター」
2018年3月6日(火)
社会福祉法人へ合唱・コンサート
移動例会とします。

-ゲスト-

堀江様と清水様



-委員会報告-

親睦委員会 鈴木利雄委員長



11月26日(日) 12:00 ~ 移動例会
「銀座アスター」にて
1月9日(火) 新年会 鎌倉パークホテル
詳細は後日連絡します。

ゴルフ同好会 小柴幹事



11月15日(水) 第117回藤東会の開催ご連絡
です。場所は芙蓉カントリー倶楽部です。
エントリーの皆さんよろしくお願いします。

-卓話-

家族信託について

堀江直樹 様

(司法書士横浜西口アシスト 代表司法書士)



皆さん、こんにちは。

本日はお招きありがとうございます。早速ですが、本日のテーマに入ります。「民事信託」についてですが、皆さんのお手許に資料を配布してありますが、プロジェクターに沿って行います。

堀江直樹といいます。横浜で司法書士をやっております。遺言・相続・民事信託など一般の相談以外にも企業法務や不動産法務などの相談も行っている事務所の代表を務めております。本日はよろしくお願い致します。今回は「民事信託」というちょっと効き慣れないテーマで、巷では「家族信託」とも言われております。

今日は短い時間で、話が駆け足になってしましますが、なるべく有益な情報をお届けできるようにしたいと思います。

なお、今日お話をさせていただく方々は、会社経営者・専門職先生、その他これに準ずる管理職クラスの方々と伺っております。そのため、一般に周知されている税務知識(贈与税・相続税)や法務知識(遺言・成年後見等)の話は大幅に省略させていただきます。

それでは早速、内容に入らせていただきます。まず、「そもそも民事信託って？」なんだと思われる方も多いと思いますので、簡単に要点を説明させていただきます。

民事信託(家族信託)とは、その【特徴】として1. 親族間で信託契約を行い、家族の財

産管理を「家族だけ」で行うことができる手法。

2. 「契約」なのd「元気なうち」にしかできない。認知症などの場合はできない。3. 既存の制度（生前贈与・種類株式・遺言・後見制度）では対応できない「すき間」を埋める方式として注目されており、細かな要望に応えることが可能である。私は「オーダーメイド」型の方式だと言っております。ただし、大幅な節税等はできない（一部例外はありますが）。

信託できる家族に財産を託すことができる。成年後見は現在7割が家庭裁判所で選ばれる専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）が関与しています。

また、家庭裁判所も関与しません。

全財産を管理せず、必要な一部の財産だけを託せる。例えば不動産だけ息子に託し、預貯金は自分が自由に使うということもできます。後見制度だと全部の財産を生涯に亘って後見人に管理させないといけない、と法律で定められていますが、民事信託では自由にできます。

また民事信託では、託した財産の利益は本人がもらうしくみになっています。例えば賃貸収入、不動産売却益・株式配当金などです。本人に生存中に利益を本人以外にすると、贈与税がかかります。

また、民事信託では自分が認知症になっても、後見制度を利用せず、託している家族がすぐ財産処分（不動産売却等）することも可能である。要は認知症でも後見人が不要です。

自分が亡くなって相続手続きをせず、託している家族がすぐ財産処分が可能。遺産分割協議や遺言書・相続登記手続きが不要です。

それから、会社の事業承継についても可能になります。議決権の分散問題・遺留分問題に対応できます。

家族だけだと不安なときは、専門家に関与させることが可能です。契約等については「信託監督人」として弁護士、司法書士など。配当管理については「受益者代理人」として弁護士、司法書士などです。

さらに、親なき後の障害児の財産管理・生活支援対策も可能です。障害児が生涯幸せに暮らせるために機能します。障害児亡き後、国に財産を帰属せず、お世話になった親戚に遺贈したり、障害者施設に寄付することも可能です。相続人不存在でも財産を有効活用することが可能になります。

なお、司法書士・弁護士等は信託で財産を預かることができません（信託業法違反）。また民事信託の報酬については案件によって様々です。ただ難易度が高く、検討事項も多いので、遺言や任意後見等に比べて高くなることが多いです。（大体

30万円くらいから）

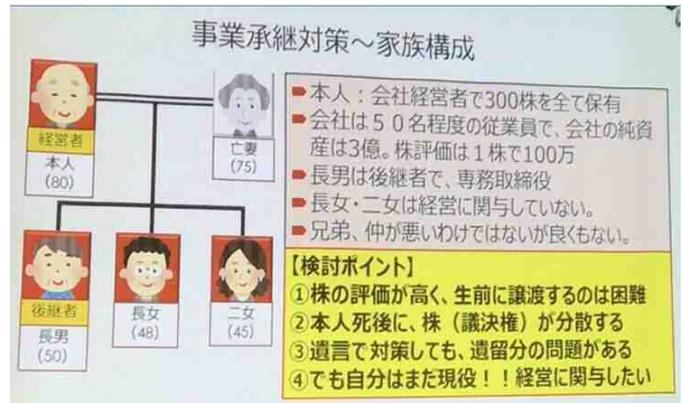
民事信託は様々なニーズに対応できますが、その反面で複雑になることもあります。しかし検討・利用する価値はかなりあると思います。

以上が要点の説明です。少しわかりづらい所もあったかもしれませんが。

なぜなら、民事信託のデメリットは「わかりづらい点」だからです。依頼人の方がついていけないケースが多々あります。

とは言っても、なるべくご理解いただきたいので、次はこんな家族の事例をご覧ください。

事業承継対策例です。



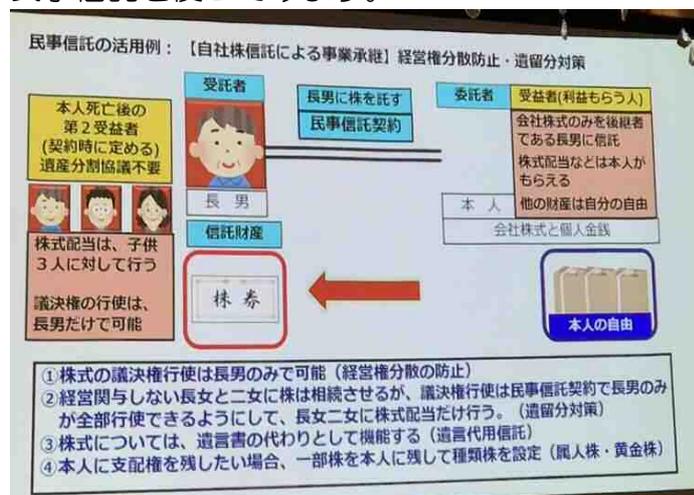
皆様が本人の立場・長男の立場の場合、どのような事業承継対策をとりますか？

なかなかパツとは思いつかないと思います（思いつかれたら我々立場なくなっちゃいます）。

実際、既存の制度ではなかなか対策が十分にとれないケースなのかなと思います。生前贈与は贈与税の問題があり、遺言では遺留分の問題があります。とは言っても、何もしないのは良くない状況です。

そこで・・・

民事信託を使ってみます。



いかがでしたでしょうか？

以上で、私からの説明は終了となります。民事信託は万能ですが、複雑な部分もありますので、実際に検討した結果、違う手続きを選択される方もいらっしゃいます。まずひとつの選択肢として把握していただければ幸いです。